

## 平成19年12定文教常任委員会

行田委員

まず、学校の安全について伺いたいと思います。

先日、鶴見養護学校に調査に行った際に、正門の門扉が開けっ放しでした。学校の職員に確認したところ、門扉の戸車がさびて動かず、閉めることができないということでした。更に話を聞きますと、設立当時の地域の方々との取決めの中で、門扉は開けておかなければいけないという状況があり、これは良くないのではないかと思います。過去の児童の殺傷事件、県内の学校における不審者の侵入事件等を考えますと、児童・生徒の安全が確保されないのではないかと危ぐしました。そこで、児童・生徒の安全を確保するための対策について伺いたいと思います。

平成13年6月に大阪教育大学附属池田小学校で、不審者が侵入し、児童殺傷事件が発生しました。その後、本県でも県立学校におきまして不審者の侵入事件がありました。その際、教育委員会として、県立学校の安全対策についてはどのような対策を講じ、学校現場ではどのような取組を行ったのでしょうか。また、現在はどのような取組を行っているのでしょうか。

保健体育課長

委員お話しの県立ひばりが丘高校における不審者の侵入事件は、平成16年2月4日夕刻に発生したものでございます。県教育委員会では、翌日に「児童生徒の安全確保と学校の安全管理の徹底について」という緊急通知を、県立学校や各市町村教育委員会あてに発出いたしました。

この通知により、各学校では、安全管理マニュアルや、文部科学省が作成した学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルに基づき、改めて学校の安全管理体制について確認し、教職員が一体となって、施設の管理はもとより学校周辺の巡回を強化するなど、事故の未然防止策の強化を図っております。なお、県の教育委員会では、児童・生徒が自らの身を守るために、様々な危険を予測し回避できる力を育成することを重視し、防犯教育を進めるに当たっての指導内容を示した指導資料を作成・配布し、学校における活用を図っているところでございます。また、学校での防犯教室の開催を推進するため、教職員等を対象とした防犯教室講習会を実施しておりまして、今年度は大学教授やNPO団体の専門家による講義に加え、安全防災局と連携して、くらし安全指導員を講師とした、学校における防犯教室の具体的な進め方についての講義や演習を実施しました。こうしたことにより、緊急時の対応や学校の安全管理、児童・生徒の安全確保等について一層の充実を図り、子供たちが安全に楽しく学校生活を送れるよう取り組んでいるところでございます。

行田委員

平成16年に事件が起きたときに、安全確保のために通知し、マニュアルを作成したということですが、県の教育委員会としては、誰が現場に行ったのでしょうか。

## 保健体育課長

平成 16 年 2 月 4 日の事件につきましては、保健体育課と生徒指導担当の職員が学校長と連携し現場に赴き、事件が起きた部室で現場確認を行いました。また、被害者である生徒の心のケア等についても学校長と連携しながら行っております。

## 行田委員

現場を見るということが一番大事だと思います。問題が発生した所にすぐに飛んで行き、責任のある方が責任のある指示を出すことが必要であり、これは県教育委員会として重要な役割ではないかと思っておりますので、現場第一ということをお願いしたいと思っております。

次に、池田小学校の児童殺傷事件や本県の県立学校の不審者侵入事件に際し、県立学校の施設整備の面でどのような対策を講じたのか、また防犯対策について施設整備の面からどのように考えているのか伺いたいと思っております。

## 教育財務課まなびや計画推進室長

池田小学校での事件の際には、全県立学校を対象に、施設の実態調査を実施しております。また、安全対策上問題があると判断いたしました 19 施設におきましては、技術職員による現地調査も実施いたしました。この現地調査の結果、門扉につきましては 11 校 14 箇所を設置し、フェンスにつきましては 19 校で延べ約 1,500 メートルを増設しました。

県立ひばりが丘高校で発生した事件につきましては、事件後に現地調査を実施し、再発・未然防止のためにフェンスのかさ上げを実施し、体育館周辺の照明器具の交換により照度を上げるなどの緊急対策を講じております。また、全県立学校を対象に、門扉の施錠状況、外周フェンスの設置状況、外灯の点灯状況等の実態調査を実施し、その調査結果に基づきまして、15 校 17 箇所でも門扉やフェンスの新設あるいは増設を実施するとともに、破損箇所の補修や外灯の電球交換、樹木のせん定等を行ったところでございます。

学校内への不審者の侵入を防ぐための施設整備につきましては、意図的に進入を図ろうとする者を完全に防ぐことは非常に難しいことから、基本的には進入を意図する者が容易に侵入できないよう、門扉やフェンスを設置し、それを乗り越えるなどの、第三者的に見ても不審な行動をとらない限り敷地内に入ることができないように施設を整備するものと考えております。

## 行田委員

問題があればすぐに調査し設置するというお話ですが、調査後、設置まではどのくらい時間を要しているのでしょうか。

## 教育財務課まなびや計画推進室長

1 箇月から 2 箇月ぐらいを要すると思っております。

行田委員

分かりました。問題点をしっかり確認した上で、施設整備を行っていただきたいと思います。

これまで答弁のあった施設整備の考え方からしますと、鶴見養護学校の正門については、どのような対応を考えているのでしょうか。

教育財務課まなびや計画推進室長

鶴見養護学校の正門の門扉は、学校敷地の一部である外周道路の途中に設置されています。その関係で、近隣住民が外周道路の一部を通行に利用していることに配慮し、門扉を開けていたことから、門扉の戸車がさびびて動かなくなったと学校からは聞いております。しかし、門扉を閉められないということは、学校の防犯対策上問題がございますので、整備していきたいと考えておりますが、門扉は管理棟から離れた外周道路の途中に設置されており、スクールバスの運行時や保護者による送迎時の門扉の管理が難しく、施設管理面での問題もあることから、管理棟の近くで近隣住民も通行が可能となるような位置に門扉が設置できないかということも含めて早急に検討し、住民とも調整を図ってまいりたいと考えております。

行田委員

今回の質問のきっかけとなりました鶴見養護学校の門扉につきましては、養護学校ということも考慮し、早急に改善していただくよう要望させていただきます。

次に、学校、家庭、地域との連携と保護者の対応について質問させていただきます。学校を取り巻く状況は大変厳しいものがあると感じておりますが、どんな状況であっても学校は子供たちの成長と発達を保障する安全な場であると考えております。従いまして、先生方は専門的な立場で、保護者や地域の方々と協力して子供を育てていくことが重要な職務の一つであると考えております。

多くの学校は、家庭や地域と協力して子供たちを育てる取組を進めていると承知しております。しかしながら、昨今、保護者や地域の方々との協力関係が築けず、どうかすると対立関係となり、トラブルに発展している事例を聞いております。その理由は様々あると思いますが、一つには先生方のコミュニケーション不足であったり、あるいは保護者や地域の方々の過大な要望や要求であったりということもあるようです。こうしたトラブルに発展しますと、先生方は授業や子供たちの指導に専念できないばかりか、先生自身が精神的に追い込まれていくという事態にもなりかねません。このような状況では、教育現場が荒廃し、先生が先生としての役割を果たせなくなり、それはとりもなおさず多くの児童・生徒の成長に影響が出てまいりますので、学校や先生方を支える仕組みが今こそ必要になってきているのではないかと考えています。そこで、保護者対応に関連して何点か伺いたいと思います。

まず、小・中学校に対する要望や苦情等における保護者の意識は、昔に比べて変化していると思いますが、その実態についてどのようにとらえているのでしょうか。

## 子ども教育支援課長

小・中学校における保護者の意識の実態につきましては、何を根拠に過去と比べたらいいのか難しいところがございますが、子供たちを指導していくためには、保護者の方々との協力関係をつくっていくことが大前提だと思います。しかしながら、学校へ寄せられる要望や、指導上の問題で保護者に協力を求める場合に、一方的に要求を突き付けられ、また理解を得にくく対応が大変難しい状況が増えているということは認識しております。しかし一方では、学校への協力を惜しまない人々もたくさんおり、とりわけ開かれた学校という考え方がかなり定着し、学校も地域も家庭も相互に支え合いながら子供たちの成長を支えていくという考え方も浸透してきているのではないかと考えております。

## 行田委員

私も学校を支援していこうとしている保護者や地域の人々がたくさんいると承知しておりますが、一方では、学校をめぐる課題やトラブルが複雑化し、解決が難しいこともあると受け止めております。各地域において対策は色々あるようですが、例えば東京都市部では、弁護士が中に入り対応していると聞いております。各地域でそれぞれ対策があると思いますが、最近のこうした状況について、県教育委員会ではどのようにとらえているのでしょうか。

## 子ども教育支援課長

委員御指摘のとおり、こうした状況はやはり課題だと思っております。トラブルが複雑化して解決が難しい状況に至ってしまう経緯は、個々に色々あると思いますが、学校側の課題といたしましては、先生方のコミュニケーション力の低下、具体的には初期対応のまずさというようなこともあるのではないかと考えています。

保護者が学校に相談する時は、大きな問題や悩みを抱えて、話を聞いてほしいという思いで、勇気を振り絞って相談しております。そうした時には、どのような場合でも相談の際の基本は傾聴の姿勢が大事なのではないかと考えています。相手の話を聞き、気持ちを受け止めることを大事にしていきたいと考えています。残念ながら、問題が複雑化するケースの場合は、往々にして十分に相手の話を聞かず、丁寧な説明をしないことによりトラブルが起きていることが多いように思われます。一方、保護者も様々な要望や苦情を学校に寄せておりますが、我が子を思う余りに、自己中心的で、理にかなわないものがあることも事実です。いずれにいたしましても、保護者と教員が対立関係になるということではなく、子供の成長をともに支えるパートナーとしての関係を保つことが大切でございますので、すべてのことを担任の教員が抱えるということではなく、学校長を先頭に学校全体として対応しながら、ケースによっては関係機関と連携し、第三者の協力を仰ぐということも必要ではないかと考えております。

## 行田委員

学校、家庭、地域が子供のために手をつなぐことが一番重要であると考えています。学校を取り巻く状況が複雑化し、先生方が多忙化している中で、学校が家庭や地域とどのように協力・連携しているのか、現状を伺いたいと思います。

## 子ども教育支援課長

現行の学習指導要領では、開かれた学校づくりの推進という視点が明確に示されております。この要領に基づき、各学校は積極的に開かれた学校づくりに向けて取り組んでおりますが、取組の一つといたしまして、学校評議員制度がスタートしております。これは、平成 12 年 1 月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みが法的に位置付けられ、導入された制度でございます。県内の小・中学校では、本制度に基づき、また類似の制度も含めてほぼ 100%の学校に導入されております。また、平成 16 年 9 月からは、新しい公立学校運営の仕組みとしてのコミュニティースクール、いわゆる学校運営協議会制度も導入されておりますが、県内では横浜市に 1 校、川崎市に 4 校という状況で、導入はあまり進んでおりません。こうした取組以外にも、各学校ではあらゆる教育の場面で、積極的に保護者や地域の方々の協力をいただいております。

## 行田委員

開かれた学校づくりや学校評議員制度など、制度は新たに出来ましたが、それらが早く有効に動き、結果が出るようになればと思います。実際には現実と目指しているものとのギャップが大きいので、いかにしてこのギャップを埋めていくかということが大変大事だと思います。

ところで、先日、文部科学省は学校支援地域本部事業というものを発表しました。これは地域全体で学校教育を支援するために、学校と地域の連携体制の構築を図るための事業だということですが、この事業の概要について伺いたいと思います。

## 生涯学習文化財課長

学校支援地域本部事業につきましては、小・中学校の教員の勤務負担を軽減し、教員が子供と向き合える時間を持てるよう、地域全体で学校教育を支援することを目的に、文部科学省が平成 20 年度の概算要求に盛り込んだ事業でございます。内容といたしましては、全国の中学校区単位に、地域全体でボランティア活動によって学校教育を支援する学校支援地域本部を設置するというものでございます。文部科学省の構想によれば、4 年間で全国の全中学校区、約 1 万校区に整備をしていくこととし、平成 20 年度にはその 4 分の 1 の 2,500 校区について、所要の経費を要求するというところでございます。国では、個々の学校支援地域本部に対し、向こう 3 年間の財政支援を行うというところでございます。

この中学校区単位に設置される学校支援地域本部の下に、学校長、教職員、PTA 関係者あるいは地域の公民館施設の代表者からなる地域教育協議会を設置し、その下に、学校側のニーズと地域側で提供できることを仲介する地域コーディネーターを配置する仕組みになっております。この地域コーディネーターは、地域で活動する様々な人たちに着目し、例えば退職教員等によって学習活動を支援してもらい、スポーツ経験者によって部活動の指導を、さらには、専門技能を持った方々に環境整備を行っていただくなど、学校を支える活動が無償のボランティアで行っていただく仕組みになっております。

行田委員

やはり先生が生徒とのかかわりの中で教育をしていくという、ダイレクトな関係の中に教育があると思います。その際、コーディネーターの立場も大変重要になってくると思うのですが、このコーディネーターは、どのように学校や先生、生徒とかかわってほしいと考えておりますでしょうか。

子ども教育支援課長

新聞報道の中に「善意の第三者」という表現を使ったコラムがありました。善意の第三者は昔は地域にたくさんおり、複雑化する人間関係の間に入り、問題の糸を上手にほぐしていくような役割をしてくれておりました。

学校支援地域本部は、もともとは今の杉並区の和田中学校での実践を基本として承知しておりますが、親と先生の関係あるいは子供と子供同士の関係のようにストレートな縦・横の関係ではなく、善意の第三者が間に入ることによって斜めの関係ができ、子供が第三者の言うことを素直に聞いたりするものなのではないかと考えております。従いまして、学校におきましても、この斜めの関係を築き、コーディネーターに活躍していただくことが理想ではないかと思っております。

行田委員

小・中学校は市町村教育委員会の所管ですが、こうした状況に対して、県としてどのような支援をしていくのか伺います。

子ども教育支援課長

まずは、保護者との関係が非常に難しくなっているという実態の把握が大事だと思っております。こうした課題に対する状況や認識は、地域によって温度差があるのではないかと考えておりますので、県内の状況や対応についてしっかり議論し、課題の共有化を図っていききたいと思います。

年明けの1月に市町村教育委員会の指導課長をメンバーとする研究協議会が開催されますので、この問題を取り上げ議論する予定でございます。

行田委員

研究協議会では、保護者対応等についてこれまで議論してきたのでしょうか。

子ども教育支援課長

保護者対応等について協議するのは、私の記憶の限りでは初めてでございます。

行田委員

教育に課せられた課題は非常に大きいと実感しておりますが、期待もまた大きいものがあると考えております。次代を担う子供たちを育てるために、学校、家庭、地域が望ましい連携・協力をするのが必須と考えます。県教育委員会として、子供たちのため

にリーダーシップをとり、取り組んでいただきたいと思います。また、この問題に対して具体的かつ効果的な手をどのように打っていくべきか、制度づくりも視野に入れながら、検討し行動していただきますよう要望させていただきます。

次に、特別支援学校高等部の就職指導について質問させていただきたいと思います。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されたことにより、障害者が就労し社会の中で自立するための支援を主軸に置かれることになりました。働くことによる社会参加は非常に重要だと考えております。こうした状況の中、神奈川県における特別支援学校の知的障害、肢体不自由、病弱教育部門の高等部を卒業した生徒の就労率は、全国平均を下回り、大変低い状況が続きましたが、平成 18 年度の卒業生の就労率は改善され、全国平均を大きく上回ったと聞いております。

就労した生徒が大幅に増加したことは喜ばしいのですが、就労した方々の定着状況は非常に気掛かりであります。残念ながら離職し再就職につながらない状況があることも聞いております。こうした状況も踏まえ、県教育委員会としては、就労率を継続的に高めていくために具体的にどのような対策を講じているのか、また就労した生徒にどのような支援を行っているのか伺っていききたいと思います。

まず、これまで本県の特別支援学校の卒業生の就労率は 10%台と、低い状況が続いてきましたが、平成 18 年度には 25.9%と飛躍的に上がり、全国の就労率 22.9%を上回り、大きく改善されております。この結果について、県ではどのように評価しておりますか。また、高等部卒業生の就労促進のために、どのような取組を行っているのか伺います。

#### 子ども教育支援課長

県教育委員会では、これまでも特別支援学校の低い就労率を改善するために、様々な事業に取り組んでまいりましたが、今年度の就労率が大きく改善した要因として 4 点ございます。

1 点目は、就労目標を設定したということでございます。平成 18 年度における養護学校高等部知的障害教育部門の卒業生の就労目標を 25%に設定し、県教育委員会が就労に対して積極的な取組の姿勢を示しました。

第 2 に、就労に対する意識が変わったということでございます。これまでの就労支援に関する施策の積み重ねによって、学校が就労に積極的に取り組もうとする意識に変わりつつあり、職場体験の機会を多くすることにより、生徒の就労意欲を育てたことになったのではないかと考えております。

第 3 に、ハローワークとの関係が変わってきたことでございます。厚生労働省が、各ハローワークに出した通達によって、ハローワークが積極的に求人情報を学校に提供するようになり、学校が本人や保護者に今までよりも多くの求人情報を提供できるようになってまいりました。

第 4 に、企業の障害者雇用に対する取組が変わってきたことでございます。企業のコンプライアンス遵守の取組、社会貢献活動の広がり、業績の回復等によって、企業が積極的に障害者を雇用しようとする動きが目立ってきております。特に、特例子会社では知的障害者雇用の事例が積み重ねられ、雇用のノウハウができたことによって、知的障害者が労働力として認知されてまいりました。これらの成果が表れ始めたのではないかと考えております。

高等部卒業者の就労促進のための取組につきましては、平成 14 年度から企業におけ

る教員の実務研修事業に取り組んでおります。これは障害者雇用を積極的に推進している企業等で、教員が障害者と同じ仕事を体験し、企業の担当者から障害者雇用にかかる工夫についての話を聞くものでございまして、平成 19 年度は、21 社で 53 人の教員が 1 週間程度の実習を行いました。また、職業としての清掃技法の指導法を教員自身が身に付けるために、(社)神奈川県ビルメンテナンス協会の障害者就労支援委員会の指導員を講師とした清掃技法研修会を開催しており、平成 19 年度は 23 人の教員が 2 日間の研修に参加しております。さらには、県内の特例子会社で、高等部 2 年生を対象に体験実習を実施しており、平成 19 年度は取組の途中でございまして、20 社で生徒 142 人の実習を予定しております。また、保護者を対象とした企業見学会を 10 月から 11 月にかけて実施しました。主に、神奈川県内の特例子会社を中心に、20 社で延べ 53 回実施し、特別支援学校の保護者 782 人が参加しております。この企業見学会は、保護者の方々に就労の現場を知っていただき、理解していただく良い機会となり、保護者からは「参考になった」、「このような機会をもっとつくってほしい」といった意見が多く寄せられております。

## 行田委員

様々な取組が行われていることがよく分かりました。継続して取り組んでいただきたいと思います。

平成 19 年度から国の委託事業として本県が指定された、職業自立を推進するための実践研究事業はどのような事業なのでしょう。また、この事業を行うことによって、どのような成果が期待されているのでしょうか。

## 子ども教育支援課長

この研究事業は文部科学省の委託事業でございまして、平成 19 年度からの 2 年間の、就労促進を図るための研究事業でございまして。

県教育委員会といたしましては、障害のある生徒の職業自立を促進するために、民間企業や関係機関と連携し、新たな職域の開拓、職業教育の拡充、就労促進等に向けた取組を進め、研究成果を全県に広げ、結果的に就労率の向上を図っていきたくと考えております。

川崎地区、相模原地区及び平塚地区の 3 地区を指定し、研究を推進しているところでございまして、研究の内容といたしましては、第 1 点目は、各地区でハローワーク、就労援助センター等が構成員となる職業自立連携協議会という組織を立ち上げ、関係機関と連携して様々な取組を展開いたします。第 2 点目は、職業教育アドバイザーを研究実践校に配置していくこととございまして。障害者雇用を推進している企業の担当者をアドバイザーとして委嘱し、学校の授業を見ていただき、作業学習の改善に向けてアドバイスをいただいております。3 点目は、企業を学校に招いて見学をしていただくこととございまして。保護者や生徒、教員を対象に、研修会や障害者を雇用している企業の見学会等を開催し、就労に対する理解を深めていただくなどの、理解推進に取り組むものでございまして。9 月から始めており、まだ 4 箇月しか経過してはおりませんが、企業が学校を定期的に訪問することで、良い刺激になっていると学校から報告を受けております。



## 行田委員

就労者が増えるということは喜ばしいことですが、就労後の定着支援も非常に重要だと考えています。どのように取り組んでいるのか伺います。

## 子ども教育支援課長

卒業後1年から3年後の状況について調査を行っておりますが、3年経過後でも90%以上の方々が職場に定着しております。

特別支援学校の知的障害教育部門の就労率を高めるためには、生徒や保護者の就労に対する理解の広がりが必要でございます。「就労してみよう」、「仕事をさせてみたい」という気持ちにさせることを大事にしたいと思っております。

県教育委員会といたしましては、平成18年度からの3年間、企業、就労援助センター、学校の3者を構成員とする企業就労アフターフォロー研究委員会を設置し、学校のアフターフォローの在り方についての研究を行っております。研究委員会の1年次のまとめでは、就労した時の初期的な支援が重要であることや、問題にかかわる機関で連携して対応することについて、具体的な事例により報告されております。今後、この研究委員会での成果を全県の特別支援学校に広め、どの学校でもアフターフォローに取り組み、卒業生が安心して就労を継続できるような状況をつくり出すことが大切であり、問題があれば支援できる体制を整えていくようにしてまいりたいと考えております。

## 行田委員

今後、特別支援学校の卒業生が増えていく中、就労率を維持・向上するために、様々な取組を行っていることが分かりました。

やはり、企業側が卒業生を受け入れていくことが必要であり、また、送り出す側の準備も非常に重要だと思いますが、このことについて、県教育委員会はどのような対策を講じていくのか伺います。

## 子ども教育支援課長

平成19年度に策定した神奈川力構想におきましても、特別支援学校高等部卒業生の就労について位置付けており、平成22年度の就職率が30%となるよう、目標を定めております。

今年度からは一連の就労支援事業とともに、先ほどお話ししましたとおり、職業自立を推進するための実践研究事業を実施しており、職業教育の改善にも取り組んでおります。具体的には、「しっかりとしたあいさつができる」、「仕事ができる体力を付ける」ことが企業から求められておりますので、職業教育アドバイザーの助言により授業内容の改善に着手しております。なお、学校が授業等の改善を図ることは重要ですが、同時に企業の方々に実習先の提供や就労場所を提供していただくことも重要でございますので、企業向けの学校見学会に御参加いただいた企業には、実習先や就労先企業として受け入れていただけるように働き掛け、地域での障害者雇用の理解を広げていくための取組を一層活発に進めていくことを考えております。

さらに、ハローワークと学校との連携を強化することにより、協働により実習先企業を開拓し、あるいは学校がハローワークから求人の提供を受け、企業に障害者雇用の働き掛けていく取組も行っていきたいと思っております。実習や就労先企業の拡大につままし

ては、各方面の協力が不可欠であることから、神奈川県障害者雇用推進連絡会等を通して、生徒の実習先の提供等について団体に働き掛けてまいりたいと考えております。

## 行田委員

特別支援学校の生徒の就労を促進していく取組が、ようやく実を結び改善されてきましたが、これを一過性のもので終わらせないためにも、今後も就労率の目標達成のための取組を継続的に行う必要があります。また、障害のある方一人一人が地域で生き生きと自立した生活を送ることを支援することは重要な課題です。そのために、アフターフォローの取組を行っていることも分かりましたので、これにつきましても継続的に行っていただきたいと思っております。

障害のある方の職場への定着を図り、また、離職してしまった方々への速やかな再就職支援を行うことは大変重要だと考えています。これは、ニート・フリーター対策とともに、本県の将来を考えると大変重要な課題になってまいりますので、今後とも、学校だけではなく、教育行政、労働行政、福祉行政等の関係部局が一体となって、神奈川県として具体的な対策を講じていけるよう要望させていただきます。